

PTA共済たより

平成29年10月25日
(一般財団法人) 熊本県PTA教育振興財団
発行責任者 曾我 邦彦
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 3-7
(熊本県総合福祉センター4F)

平成28年熊本地震 復旧はこれからです

平成28年度は、4月の熊本地震により県内多くの皆様の生活が一変しました。被災された方々は、まだまだ様々なご苦労を抱えていらっしゃるかと拝察いたします。心からお見舞い申し上げます。

PTA共済では、本年度も引き続き、被災者の方々(児童生徒、PTA会員)の共済ご加入について、申請があれば掛金免除としております。(自宅の全壊、大規模半壊、半壊の罹災証明のある場合)各単位PTAの共済担当にご連絡ください。本年度は団体免除はありませんのでご注意ください。

復旧工事現場、工事用車両、運送車両、通学路の危険箇所には十分に注意しましょう。

それぞれのご家庭や地域で、さらには学校や通学路とその周辺で復旧工事が始まっていますが、危険な場所も多く、また工事に関係する車両の通行量も増えています。子どもたちの通学や学校生活、PTA活動や部活動に際しても、事故の発生する可能性のある危険箇所が増えていることとなります。事故発生を防止するためのPTA活動や学校での対策も既に実行されていますが、保護者の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

子どもたちの通学、特に下校時の寄り道や無理な道路横断などをしないように、ご指導ください。



AEDのご使用について

平成29年度は、各学校にお預けしているAED(自動体外式除細動器)について、バッテリーとパッドの交換をしました。共済説明会などの機会に、新しいものをお届けしましたが、交換はお済みでしょうか?交換の済んだ古いパッドは、救命救急講習などでお使いいただけますが、実際のAED使用時には絶対にお使いにならないでください。

AEDは緊急時に作動しなければ設置している意味がありません。AEDが正常に作動するかどうかは、機器のインジケータを確認してください。機器の中の明かり(インジケータ)が点滅している場合は正常です。インジケータが点灯したままである、点灯していない、内部で異常音がする、などの場合は、機器が正常に作動しない危険性があるので、本財団あるいはサポートサービスにご連絡ください。

財団には複数のAEDを常備しています。大規模なスポーツ大会等の開催時には、申請により大会開催期間中の貸し出し(無料)をしていますので財団までご連絡ください。

《平成30年度のご加入申込について》

平成29年度に本共済にご加入のPTAや団体では、本年度の加入申込書の「次年度の共済加入について、契約の申し込み」欄に、加入予定の意思表示をいただいています。平成30年度のご加入については、新年度に入り加入が確定した場合は、平成30年6月末までに加入手続きと掛金納付をお願いいたします。

新年度に入り、ご加入を取り消す場合は事務局までご連絡ください。また、6月末までに手続きがなされない場合、加入予定申し込みは自動的に取り消しとなりますのでご注意ください。

熊本地震に伴う平成29年度共済掛金の免除について

本共済加入者で、平成28年熊本地震により**自宅が全壊、大規模半壊、半壊**である場合(罹災証明のあるもの)は、平成29年度加入にかかる共済掛金が免除になります。**児童生徒・PTA会員(保護者、教職員)**である加入者が対象となります。該当の方で免除をご希望の場合は、**平成29年10月末までに財団に届くよう、共済契約者(単位PTA)を通じてお申し出ください。**すでに本年度掛金の支払をお済ませの方も、この期日までに手続きができれば、当該掛金を返還いたします。なお、罹災証明書は各単位PTA等でご確認ください。財団への提出は必要ありません。また、本年度の団体免除はありません。

特別団体について

～社会体育として児童生徒の指導をするボランティア団体～

熊本県PTA共済には、熊本県内の単位PTAとともに熊本県内で活動する「本財団の認めるスポーツ団体（特別団体）」も加入契約を結ぶことができます。特別団体として認められるのは、「地域の方々が児童生徒等のスポーツ活動を指導するもの」で、営利団体（NPOを含む）のスポーツクラブや総合型地域スポーツは含みません。

＜本財団が認める要件＞

児童生徒等のスポーツ活動について、成人であるボランティアが組織を作り、当該スポーツ活動を指導するものです。指導者としては、保護者、地域住民、教職員などが考えられます。いずれもご本人の仕事の一環としてではなく、ボランティア活動として児童生徒等の指導に当たってくださるものです。

組織については、組織の責任者（指導者）をはじめとする運営担当者（成人）と指導を受ける児童生徒等を含む組織図が提示可能で、組織の会則があり、参加する児童生徒等からの会費の集金や活動にかかる費用等の会計処理が適切に行われていること、が必要です。

＜本共済への加入＞

団体に参加する児童生徒等は本共済のP災コースに加入することができますが、単位PTAを通じて本共済に加入している者に限ります。複数の学校の児童生徒等が団体の活動に参加して指導を受けることはできませんが、それぞれの学校のPTAで本共済に加入しているかご確認ください。

スポーツの指導者や団体の運営担当者として団体の活動を支える方々は、本共済のP災コースに加入することができます。団体に参加する児童生徒等の保護者の方々は、指導者あるいは運営担当者としてP災コースに加入することができますが、PTA活動とは別のものですので、安互コースは適用されません。

特別団体・P災コース	掛金	条件
小学生・中学生	200円/年	*単位PTAでP災コースに加入していること
高校生・高等専門学校生徒等	200円/年	*単位PTAでP災コースに加入していること
指導者	500円/年	*労働災害等が適用されないこと

＜共済の適用＞

団体で実施する通常の練習、試合への参加、他団体との練習試合、合宿、団体の会合（保護者の懇親会は含みません）、練習等に参加するための合理的な方法と経路による参加者の自宅等と活動場所との間の往復中に発生した事故や活動に参加したことが誘因となって発生した急性の疾病が対象となります。団体の共済担当者が被災の報告等の手続きをしてください。被災者が直接手続きをすることはできません。

＜活動の内容＞

「社会体育としての部活動」と考えることができますので、学校における部活動と同様に、児童生徒等の発達段階に応じた指導が必要です。活動の実施時間帯や活動時間への配慮が必要で、活動休止日の設定や指導における暴力の排除など、自治体からの指導要項に従った指導を実施してください。フェアプレイの精神に則り、子どもたちがスポーツ・体を動かすことに親しみ、それを楽しむことができるような指導が必要です。日本体育協会の公認スポーツ指導者資格を有する指導者であることが望まれます。また公益財団法人・スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入なさっている場合も、本共済への加入は可能です。

熊本県PTA共済・平成28年度の加入状況

（平成29年3月31日現在）

P災コース	団体			安互コース	学校		
	加入数	加入率			加入数	加入率	
児童生徒教職員(PTA会員)指導者特別団体	小学校	95,870	98.9%	PTA会員(保護者)準会員活動の指導者支援者	小・中学校	111,921	97.8%
	中学校	49,353	98.0%		公立高校	30,403	99.2%
	高校・高専・支援	51,665	99.1%		私立中学・高校	11,411	62.0%
	特別団体*	168	—		特別支援学校	1,750	97.5%
	教職員・指導者	18,185	—		準会員・指導者等	1,947	—
	計	215,241		計	157,432		

*特別団体：地域のボランティアが組織を作り、児童生徒を対象に、スポーツ活動をしているもの（総合型地域スポーツ、NPO・営利団体によるものは除外）

共済金の給付状況

<P災コース給付件数> 平成29年3月31日現在

発生年度	死亡	後遺障害	交通事故	負傷
25年度分	0	2	0	4
26年度分	0	6	6	68
27年度分	0	2	40	33
28年度分	0	2	84	51
計	0	12	130	156

育大会関連が20%、美化作業などの奉仕活動とバザーが12%、総会・会議関連が5%、交通事故が7%となっています。

負傷の内容を見ると、アキレス腱断裂9件、骨折・脱臼27件、捻挫・靭帯・筋・腱損傷34件でした。給付最高額の30万円に至る大きな負傷、長期の療養を要するものが増加する傾向にあります。

事故防止のために、日ごろの生活習慣の改善、活動時の十分な準備運動、救急時の適切な対応、早期の受診に努めましょう。

保護者の被災では、被災から医療機関の受診までに数日以上を要していることがあります。軽いけが、と考えないで早期に医療機関を受診し適切な治療を早く受けるようにしましょう。



<安互コース給付件数> 平成29年3月31日現在

発生年度	死亡	後遺障害	交通事故	負傷
26年度分	0	0	0	12
27年度分	1	1	4	28
28年度分	0	0	5	60
計	1	1	9	100

事故の発生状況

《P災コースの事故》

平成28年度の事故等の報告数は513件で、そのうち学校管理下（授業、休み時間、掃除時間、登下校）178件、部活動関連の活動中（PTA会長承認の練習や試合参加を含む）71件、交通事故191件でした。平成25年度以降に発生した事故に対する平成28年度の共済給付件数は合計298件、うち負傷に含まれている歯科外傷108件（ほとんどが学校管理下の事故）、交通事故130件（高校・高専生の自転車・バイクによる通学中93件）が例年と同じように多くを占めています。交差点では交通信号を守ることに加え、常に左右の安全確認をし、無理な道路横断を避けるようにご指導ください。歯科外傷は登下校時の転倒、部活動中の衝突が目立ちます。

給付状況を学校種別にみると、小学校100件（35%）、中学校60件（21%）、高校・高専121件（39%）、指導者11件、その他6件となっています。共済掛金収入の内訳は、小学校39%、中学校20%、高校・高専32%ですので、割合から見るとほぼ同等になっています。

《安互コースの事故》

平成28年度の報告数は121件で、熊本地震の影響によりPTA活動の機会が減少したことがその要因となった可能性があります。給付は111件でしたが、その内容を見ると、事故発生の状況は、ミニバレー等の球技中の負傷が47%、運動会・体

<P災コース給付状況> 平成29年3月31日現在

共済金種別	件数	給付額
死亡	0	0
後遺障害	12	5,780,000
交通事故	130	4,020,000
負傷	156	13,345,000
計	298	23,145,000

<安互コース給付状況> 平成29年3月31日現在

共済金種別	件数	給付額
死亡	1	3,000,000
後遺障害	1	1,000,000
交通事故	9	290,000
負傷	100	8,561,000
計	111	12,851,000



**高校生の登下校中の交通事故、
学校管理下の歯のけがが減りません。
登校時は時間に余裕をもって、
交通ルールを守って登校しましょう。**

共済掛金等収入と共済給付

＜平成28年度財団収入＞

共済掛金収入（純掛金＋付加掛金）として132,357,654円、事務運営費収入（掛金と同時に集金し、法人会計に入れるもの）7,053,097円、財産等運用収益（利息）186,821円、収入合計は140,510,903円でした。ただし平成28年熊本地震による共済掛金の免除措置による減額分を、経常外費用より27,585,500円繰り入れています。

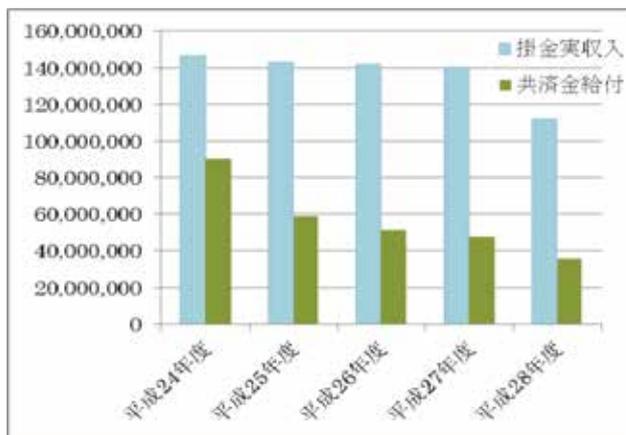
平成27年度の141,766,366円に比べると、1,255,463円の減収となりました。

＜平成28年度中に支払われた共済金＞

平成25年度～28年度に発生した事故等に対する共済金給付は計35,996,000円でした。給付総額は平成27年度の47,969,000円より減少しています。

この10年間は、各年度の給付総額が8,000万円程度までであるため、共済運営に支障をきたすことなく経過しています。

《共済掛金収入と給付の変遷》



平成28年度は熊本地震による掛金免除分を含めない実収入額として図示しています。共済給付額は減少傾向を示しています。死亡事故や大きな障害の残る事故が増えていないことが大きな要因です。今後も事故発生の防止と、事故発生時の適切な救急処置にご理解ご協力をお願いいたします。

＜平成28年度財団支出＞

健全育成事業・公益	助成金	11,739,094円
	人件費等	525,782円
共済事業	共済金給付	35,996,000円
	助成金	13,756,067円
	救命救急・印刷製本	6,186,945円
	交通費・謝金・委託料	8,623,309円
	救命救急引当金	10,000,000円
	人件費等	12,531,867円
法人会計	人件費等	8,363,556円
経常外	災害支援	27,585,500円

平成29年度第1回・第2回理事会 第1回評議員会が開催されました

平成29年6月1日（木）に第1回理事会、ついで6月19日（月）に第1回評議員会および第2回理事会が開催されました。第1回理事会では、本財団の平成28年度の事業報告、公益目的支出計画実施報告、職員表彰規程および監事退任について提案され、いずれも承認されました。評議員会では、平成28年度決算、役員表彰規程、理事選任、評議員辞任に伴う新選任について審議・可決されました。さらに同日に開催された第2回理事会では、理事長および常務理事、コンプライアンス担当理事が選出・任命されました。

《平成29年度評議員》

NO	役職	氏名	任期
1	評議員	赤星 政徳	～平成31年度
2	評議員	中村 慶治	～平成31年度
3	評議員	八十田 宏	～平成31年度
4	評議員	池邊 利昭	～平成31年度
5	評議員	細野 英彦	～平成31年度
6	評議員	緒方 明治	～平成31年度
7	評議員	長船 法文	～平成31年度
8	評議員	坂本 隆生	～平成31年度
9	評議員	西村 浩二	～平成31年度

《平成29年度理事（役職等）》

NO	役員	氏名
1	理事（理事長・学識経験者）	曾我 邦彦
2	理事（常務理事・学識経験者）	大久保 了
3	理事（常務理事・学識経験者）	森 徳和
4	理事（常務理事・学識経験者）	片渕美和子
5	理事（常務理事・学識経験者）	吉村圭四郎
6	理事（常務理事・学識経験者）	田上 明仁
7	理事（公立高等学校校長会）	和久田恭生
8	理事（公立高等学校PTA連合会）	佐藤 弘一
9	理事（小中学校校長会）	中曾 哲也
10	理事（私立中学高等学校協会）	甲斐 正哉
11	理事（熊本県教育庁）	大嶋 康裕
12	理事（熊本市教育委員会）	川上 哲也
13	理事（熊本県PTA連合会）	村崎 一英
14	理事（熊本市PTA協議会）	松島雄一郎
1	監事（元学校関係）	角居 恭一
2	監事（元PTA関係）	緒方 玲子

平成28年度共済事業報告

《共済たよりの発行、ホームページ管理》

本財団はご加入の皆様の掛金で運営されています。共済事業には、共済金の給付に加え、財団の事業についてのご報告、共済の加入状況や給付状況のご報告、共済に関するお知らせなどを、ご加入の皆様にお届けしています。またホームページでは、共済の約款や申請の各種様式などを掲載しています。ご加入や事故の発生時・給付申請時にはこれらをご利用いただけるようになっています。

(1,838,802 円)

《共済の手引き・チラシの配布》

ご加入の契約者である各单位PTAや特別団体には共済の手引きを各5部、毎年度初めにはご加入についてのご案内のチラシを各学校にお届けしています。

(手引き 3,500 部、チラシ 223,300 枚作成、1,979,110 円)

《救命救急パンフレットの配布》

AED使用の啓発のために、各学校の新入生対象に救命救急法のパンフレットを配布しています。ご家庭でも、緊急時にお役立てください。

(57,000 枚作成、1,061,748 円)

《AED交換準備引当金》

AEDの交換等に備え、毎年度準備金として繰り入れています。

(10,000,000 円)

《PTA諸団体への広報活動支援》

PTA諸団体の事故防止啓発活動、広報活動については共済事業の一環として支援をしています。また、年度初めには県内の複数の場所で共済についての説明会を開催しています。

熊本県PTA連合会	500,000 円
熊本市PTA協議会	300,000 円
県公立高校PTA連合会	300,000 円
私立中学高等学校保護者会	50,000 円
各都市PTA団体	1,050,000 円
共済説明会開催経費	907,000 円

《子ども見守り支援》

小学校区単位の「子ども見守り支援事業」については、県下の小学校のすべて362校に対して、それぞれ3万円を上限として支援を行いました。本共済にご加入でない学校へも、同様に支援を行っています。

(総額 10,756,067 円)

学校安全対策研究支援

熊本県教育委員会指定の下記の学校へ、研究助成をしています。

山都町立矢部小学校	100,000 円
県立八代工業高等学校	100,000 円

体力作り実践研究支援

熊本県・熊本市教育委員会指定の下記の学校へ研究助成をしています。

水俣市立水俣第二小学校	100,000 円
玉東町立木葉小学校	100,000 円
大津町立大津中学校	100,000 円
県立人吉高等学校	100,000 円
八代市立第四中学校	100,000 円
熊本市立白坪小学校	100,000 円



公益目的事業

共済事業に含まれない本財団の公益目的事業として県の認定を受けた下記の事業に助成をしています。

助成金はそれぞれの団体が主催する大会等の参加者の安全確保のために使われています。

県小学校体育連盟助成	1,000,000 円
県中学校体育連盟助成	2,000,000 円
県高等学校体育連盟助成	1,500,000 円
熊本県学校保健会助成	500,000 円
県性教育研究会九州大会助成	150,000 円
スペシャルオリンピックス熊本助成	100,000 円
熊本市退職校長会助成	100,000 円
熊本県PTA連合会助成	1,400,000 円
熊本市PTA協議会助成	665,000 円
熊本県公立高等学校PTA連合会助成	315,000 円
高P連九州大会助成	500,000 円
私立中学高等学校保護者会	150,000 円
各都市PTA団体助成	2,480,000 円
計	10,860,000 円

《障がいのある子どもたちの読書活動支援事業》

特別支援学校における読書環境の充実に向け、毎年補助をしていますが、平成28年度は応募のあった次の20校に助成をしました。

熊本聾学校、盲学校、荒尾支援学校、菊池支援学校、黒石原支援学校、小国支援学校、松橋支援学校、芦北支援学校、球磨支援学校、天草支援学校、苓北支援学校、松橋西支援学校、松橋東支援学校、ひのくに高等支援学校、かがやきの森支援学校、かがやきの森支援学校分教室、熊本大学教育学部附属特別支援学校、熊本支援学校、大津支援学校、八代支援学校
(総額 879,094 円)

共済 Q & A

Q：年度途中でPTA共済に加入できますか？

A：単位PTAとしての新たな加入については、年度途中で契約・加入することができます。単位PTAとしてすでにその年度に加入している場合には、PTA会員や児童生徒の転入があった場合は、追加加入が可能です。ご本人の加入のご希望がある場合には、PTAで被共済者の加入申し込みをいただき追加加入の手続きをなさってください。

追加加入の手続きが済んでいない方については、全員加入の場合であっても、共済の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q：被共済者が年度途中で解約を申し出ることは可能ですか？

A：被共済者が当初の加入申し込みをご自分の意思で行った場合は、当該年度中の解約はできません。

共済加入後に、被共済者が熊本県外に転出する場合は、「被共済者となることについて同意した事情に、著しい変更があった」とものとして、契約の解除請求ができます。共済金の掛金も加入期間によっては一部返金される場合があります。この場合は被共済者の請求により、返金の手続きをすることができます。

Q：PTA活動や学校行事に保護者のいずれも参加できない場合に、代理として参加した児童生徒の祖父母等が被災した際に共済の適用はありますか？

A：PTA共済に加入できるのは、児童生徒等（P災コース）とPTA会員であるその保護者（安互コース）です。しかし、保護者の代理として児童生徒等の祖父母の参加が事前に認められている場合は、代理参加による被災に対して、保護者の安互コースへの加入があれば、これにより共済金給付の適用となります（1名に限る）。

代理と認められるのは、原則として児童生徒等から見て3親等以内の成人に限ります。

Q：PTA活動中の事故によるけがの治療が、事故発生から2年が経過しても終わりません。共済金の給付請求は、どうなりますか？

A：負傷共済金については、治療の終了と事故発生から2年後のうち早い時点で、共済金給付請求ができるようになります。共済金の給付については、この時点から3年間、給付請求ができ、3年が経過すると時効となります。2年後に治療が終了しない場合は、治療の状況によって共済金の種類や給付時期を判断しますので、事務局までご連絡ください。

＜事務局たより＞

事務局長として勤務をはじめ2週間後に起きた熊本地震から早くも1年半が経ちました。熊本市の健軍にある我が家のまわりには更地が目立つようになり、街も様変わりです。地震による影響の大きさと復興への道のりの遠さを改めて感じるこのごろです。

さて、子どもは、様々な体験によって育つと言われます。これまで学校での教育活動はもとより、PTAをはじめとする周りの大人もそのことを意識しながら取り組みを進めて参りました。

しかし、次々に発生する災害や身の回りの事件事故など、何が起るか予測不可能な時代、「子どもたちの安全・安心」を優先するために大切な行事を中止したり縮小したりする傾向もあると聞きます。

そのような中、私どもの財団は、万一の事故やケガに備える仕組みを整えることで、子どもたちの健全な成長を願って実施する活動や、PTA会員の皆さんが絆と学びを深めるために実施する様々な活動が実施しやすくなるように支援して参りました。これからも時代の要請に応え、さらに充実した制度になるように努めて参りますのでどうぞよろしくお願い致します。

事務局長 松田正二郎

事務局では、共済契約者（単位PTA）の皆様からの加入申し込み、事故報告、給付請求、各種ご連絡・ご質問をお受けしています。

平日（月曜～金曜）、9時～17時

（年末年始は休業）

0800-200-5553

（携帯電話からも使える通話無料の電話）

*通常電話、FAXでのご連絡も受け付けています。

電話：096-278-8811

FAX：096-223-7117

*ホームページもご利用ください。

<http://www.kumamoto-psai.net/>

事務局長：松田正二郎

事務局員：P災コース担当：梶原 美鈴

安互コース担当：川下佳津恵 他2名

